

〈申請手続きの留意点〉

日本歯科理工学会
称号認定審査委員会

1. Dental Materials Adviser の資格

以下の要件をすべて満たす場合に資格を授けます。

- 1) 日本歯科理工学会会員歴 3 年以上の者
- 2) 細則に定める得点を有する者

2. Dental Materials Senior Adviser の資格

以下の要件をすべて満たす場合に資格を授けます。

- 1) 日本歯科理工学会会員歴 5 年以上の者
- 2) Dental Materials Adviser である者、あるいは大学・企業における研究歴を有する者、あるいは関連学会の認定医である者
- 3) 細則に定める得点を有する者

* Dental Materials Senior Adviser の申請要件を満たされている方は、Dental Materials Adviser を飛び越して Dental Materials Senior Adviser の申請を行うことができます。

また、Dental Materials Adviser と Dental Materials Senior Adviser の両方の申請要件を満たされている方は、Dental Materials Adviser のみ、Dental Materials Senior Adviser のみ、Dental Materials Adviser と Dental Materials Senior Adviser 合わせての申請も可能です。

3. 称号認定申請書類

称号認定申請書類は、Dental Materials Adviser, Dental Materials Senior Adviser とともに同じ書式（様式 1, 2, 3）となっております（複製使用可）。

4. 様式 1 への記入について

- 1) 申請者氏名欄には氏名、ふりがなを自署して下さい。
- 2) Dental Materials Adviser, Dental Materials Senior Adviser それぞれの申請該当欄に○印をお付け下さい。
- 3) 書類の最下欄に申請年月日をご記入下さい。

5. 様式 2 への記入について

- 1) 履歴書
 - ①書類の最上欄に記入日を、氏名欄には氏名、ふりがなを自署して下さい。
 - ②その他の欄につき、漏れなくご記入下さい。
- 2) 学歴および職歴
 - ①学歴は大学・専門学校卒業からをご記入下さい。
 - ②学歴に続けて、現在に至るまでの職歴を年代順にご記入下さい。

3) 研究歴 (Dental Materials Senior Adviser 申請者は必須)

①Dental Materials Senior Adviser を申請される方は、該当専門分野に関する研究歴をご記入下さい。

②該当専門分野における研究歴をお持ちでない方は、その分野における学会認定医であることが必要となりますので、認定資格証 (コピー) を添付して下さい。

4) 歯科医師, 歯科技工士, 歯科衛生士等の資格をお持ちの方は、登録番号, 取得年月日をご記入下さい。

6. 様式 3 への記入について

1) 書類の最上欄に氏名をご記入下さい。(Word 入力可)

2) 学会加入年月日

申請時において、Dental Materials Adviser は 3 年以上、Dental Materials Senior Adviser は 5 年以上の会員歴が必要になります。入会年月日がお分かりにならない方は、学会事務局までお問い合わせの上、ご記入下さい。

3) 学術論文業績 (関連学会を含む)

①過去 5 年間の業績が対象となります。

②日本歯科理工学会機関誌 (日本歯科理工学会誌、Dental Materials Journal) やその他の学術誌において発表した論文を、発表年次の順に記載してください。なお、投稿中の論文を記入する場合は、掲載が決定しているものに限りです。

③著者名 (申請者氏名に下線)、論文名、掲載誌名、巻、頁、年を記入してください。

④共著の場合も業績として有効です。

⑤各学術論文掲載頁のコピーを添付してください。

4) 学会発表業績 (関連学会を含む)

①過去 5 年間の業績が対象となります。

②発表者名 (申請者氏名に下線)、演題名、学術大会名、発表年月日を記入してください。

③筆頭発表者、共同発表者いずれの場合も業績として有効です。

④各抄録の掲載頁のコピーを添付してください。

5) 課題レポート

①上記 3) 4) の業績を審査のうえ、Adviser 合計 5 点以上、Senior Adviser 合計 15 点以上と判定された場合、面接審査いたします。点数が不足する場合は、課題レポート提出による加点 (1 編につき最高 5 点) が可能です。

②内容は、日本歯科理工学会学術講演会・地方会・研修会 (認定講習会等) における講演を聴講してのレポート、あるいは DE 誌掲載論文に関するレポートとします。

③形式は任意ですので、別紙に適宜作成し、添付してください。

*Dental Materials Adviser と Dental Materials Senior Adviser の取得に必要な得点は以下の通りとなります。

日本歯科理工学会称号認定制度施行細則（抜粋）

第3条 規則第4条の資格要件における得点は、次のように定める。過去5年間で、下記の項目における得点総計が Dental Materials Adviser では5点以上、Dental Materials Senior Adviser では15点以上とする。

- (1) 学術論文等1編につき最高5点とする。
- (2) 学会発表（関連学会を含む）1件につき最高3点とする。
- (3) 認定審査委員会が指定する課題（学術講演会・地方会等における講演あるいはDE誌の論文）に関するレポートの提出1編につき最高5点とする。
- (4) 提出書類の得点の詳細については、認定審査委員会で判定する。

7. 称号認定申請料について

称号認定申請料は、Dental Materials Adviser , Dental Materials Senior Adviser ともに5,000円となります。

登録料につきましては、審査終了後に連絡をさせていただきます。

8. 称号認定審査委員会による面接審査について

書類審査に合格された方に対して、称号認定審査委員会による面接審査を行います。

面接の日時につきましては追ってご連絡をいたします。

9. 連絡先

本申請に関わる連絡は、原則メールまたは郵送といたします。

学会登録情報を下記より確認し、変更がある場合は修正してください。

<https://ohasys.net/login>

以上